

Business News

第182号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、平成27年4月からの雇用関係助成金の改正ポイントについて、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

平成27年4月からの雇用関係助成金の改正ポイント（1）

平成27年4月より雇用関係助成金の一部が改正されました。今回は、改正が予定されている助成金のうち、新たに大企業への適用拡大が行われた内容についてご説明します。

＜中小企業と大企業の区分について＞

雇用関係助成金においては、中小企業(事業主)の範囲が次のとおり定められており、この範囲に該当するようであれば、「中小企業(事業主)」、そうでない場合には、「大企業(事業主)」と区別される。

産業分類	資本または出資額		常時雇用する労働者
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

※資本金または出資金を要しない事業においては、常時雇用する人数のみで判断するケースがある(その他基準により判断するケースもあり)。

1. キャリア形成促進助成金

＜制度概要＞雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練等の実施等を行う事業主・事業主団体に対して助成する。

■改正ポイント

- ・中小企業事業主を助成対象とする、「若年人材育成コース」、「熟練技能育成・承継コース」につき、**対象範囲に大企業が追加された。**
- ・賃金助成:1時間当たり「**800円(大企業400円)**」、経費助成:実費相当額の「**1/2(大企業1/3)**」。

2. 建設労働者確保育成助成金

＜制度概要＞建設事業主や建設事業主団体が、建設労働者の雇用の改善や建設労働者の技能の向上等を図るための取組みを行った場合に助成する。

■改正ポイント

- ・中小建設事業主を助成対象とする、「雇用管理制度コース」、中小建設事業主・事業主団体を助成対象とする「若年者に魅力ある職場づくり事業コース」につき、**対象範囲に大企業が追加された。**
- ・「雇用管理制度コース」では、助成対象にメンター制度を追加し、助成額を見直し。離職率及び入職率の目標を達成した場合の60万円の追加支給(目標達成助成)が創設された。
- ・「若年者に魅力ある職場づくり事業コースの見直し」では、「女性の入職・定着」の促進を対象とするメニューが追加される。なお、中小企業以外(大企業)における助成率は「**実施経費の1/2**」。

3. 人材確保等支援助成金(旧「中小企業労働環境向上助成金」)

＜制度概要＞「働きやすい・働きがいのある職場づくり」に向けた雇用管理改善の取組を推進するため、重点分野等の中小企業が雇用管理改善につながる雇用管理制度や介護福祉機器を導入し適用する場合に助成する。

■改正ポイント

- ・健康、環境、農林漁業分野等もしくは介護関連の中小企業事業主を助成対象とする、「個別中小企業助成コース」が**対象範囲に大企業が追加され、名称も「個別企業助成コース」となった。**
- ・助成対象にメンター制度を追加し、助成額を見直し。離職率の目標を達成した場合の60万円の追加支給(目標達成助成)が創設された。

※平成27度の改正は上記の他多数あります。詳細は厚生労働省 HP (<http://www.mhlw.go.jp/>) 等で随時公表が予定されています。

※上記の内容は平成27年4月10日現在のものです。内容が変更されることがあります。また、助成金の支給にはその他一定の要件があります。最新の内容は都道府県労働局等にご確認ください。(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール: keiei.support@ms-ins.com

三井住友海上火災保険(株) 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <http://ms-keiei-support.com/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様にご有益な情報を提供しています。

15-ニュース-222